

令和 7 年(2025 年) 1 1 月 日
菊 川 総 合 支 所 地 域 政 策 課

下関市菊川総合交流ターミナルに係る指定管理候補者の選定結果 について

下記のとおり、下関市菊川総合交流ターミナルに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、下関市議会令和 7 年第 4 回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- ①名 称 下関市菊川総合交流ターミナル (道の駅きくがわ)
- ②所 在 地 下関市菊川町大字上岡枝 7 6 6 番地 1
- ③管理運営する内容
 - 敷地面積 2, 5 4 1 . 4 1 m²
 - 建物構造 鉄骨瓦葺 2 階建 延床面積 6 5 9 m²
木造平屋建 延床面積 1 0 3 m²
 - 施設内容 農産物調理実習・試食室、農産物展示販売室、
調理実習・実演室、特産品販売施設、屋外広場、研修室

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで

(3) 指定管理候補者の概要

- ①名 称 菊川町まちづくり株式会社
- ②所 在 地 下関市菊川町大字上岡枝 7 6 6 番地 1
- ③主な業務内容
 - ・農産物、畜産物、水産物、椎茸等林産品の加工及び販売
 - ・レストラン、食堂、喫茶店の経営
 - ・観光用土産物の販売
 - ・観光案内及び宣伝広告業務
 - ・米、たばこ、酒類及び食料品等の販売並びにこれらの自動販売機による販売

- ・ 菊川町総合交流ターミナルの管理受託業務及び貸店舗、不動産の賃貸業務
- ・ 公共施設管理運営業務の受託
- ・ 宿泊施設の管理運営業務
- ・ 農作業の代行、請負、受委託
- ・ 葉書、郵便切手の販売及び印紙等の売りさばき
- ・ 各種イベントのチケット販売
- ・ 河川の入漁料の取扱い業務代行
- ・ 上記に附帯する一切の業務

2 選定までの経緯

令和7年	8月27日	非公募により応募団体の募集を開始
	9月9日	募集・受付の終了
	10月3日	下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川総合交流ターミナル及び下関市営宿舍サングリーン菊川）を開催
	10月27日	下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川総合交流ターミナル及び下関市営宿舍サングリーン菊川）から下関市長が答申を受理
	11月6日	下関市が指定管理候補者を選定

(1) 申込資格

申込みに係る要件は、次の（ア）から（ク）までの全てとします。

- ア 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ウ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- カ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みで

あること。

キ 消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置することができること。

ク インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

（2）申込状況

申込書提出団体数 1 団体（菊川町まちづくり株式会社）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川総合交流ターミナル及び下関市営宿舎サングリーン菊川）において、申込団体から提出された事業計画書、収支計画書、経営状況を説明する資料等及びプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、申込団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川総合交流ターミナル及び下関市営宿舎サングリーン菊川）の委員（5人）

【学識経験者】

菅 正史（公立大学法人下関市立大学経済学部 教授）

【経営・財務有識者】

祖山 久美（山口県中小企業診断協会中小企業診断士）

【観光関連有識者】

松田 直規（菊川町観光協会 会長）

【市職員】

植田 禎俊（下関市観光スポーツ文化部長）

【市職員】

丸山 幸一（下関市菊川総合支所次長）委員長

※松田委員は、体調不良により欠席

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

別紙1「指定管理候補者審査基準」のとおり。

最低制限基準を総合点の6割としました。（各委員100点満点の採点方式）

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

(1) 採点結果

A委員	B委員	C委員	D委員	合計点	平均点
87	61	70	95	313	78.25

※体調不良により1名欠席

(2) 指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・損益見込について
- ・レストランの運営について
- ・隣接の産直市場等との連携について
- ・特産品売場の運営について
- ・情報発信について

(3) 議事録（要点）

別紙2のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、菊川町まちづくり株式会社を指定管理候補者に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙3のとおり

(2) 選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市菊川総合交流ターミナル及び下関市営宿舍サングリーン菊川）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があったため。

8 提案額

利用料金制を採用し、指定管理料の支払いは原則行わない。